

第3章 環境の現況と施策の推進状況

基本方針I 自然との共生

【環境の現況】

1 地形

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の低地、いくつかの丘陵地と台地、北部の火山地、そして、低地を縫うように流れる河川などで構成されています。

北部の火山地は、当地域最高峰で活火山の雌阿寒岳(1,499m)をはじめとする火山とカルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、ペンケトーなどの湖沼が広がっています。阿寒カルデラは、千島火山帯の西南端に位置しており、その形成時代は、約12万年前とされています。

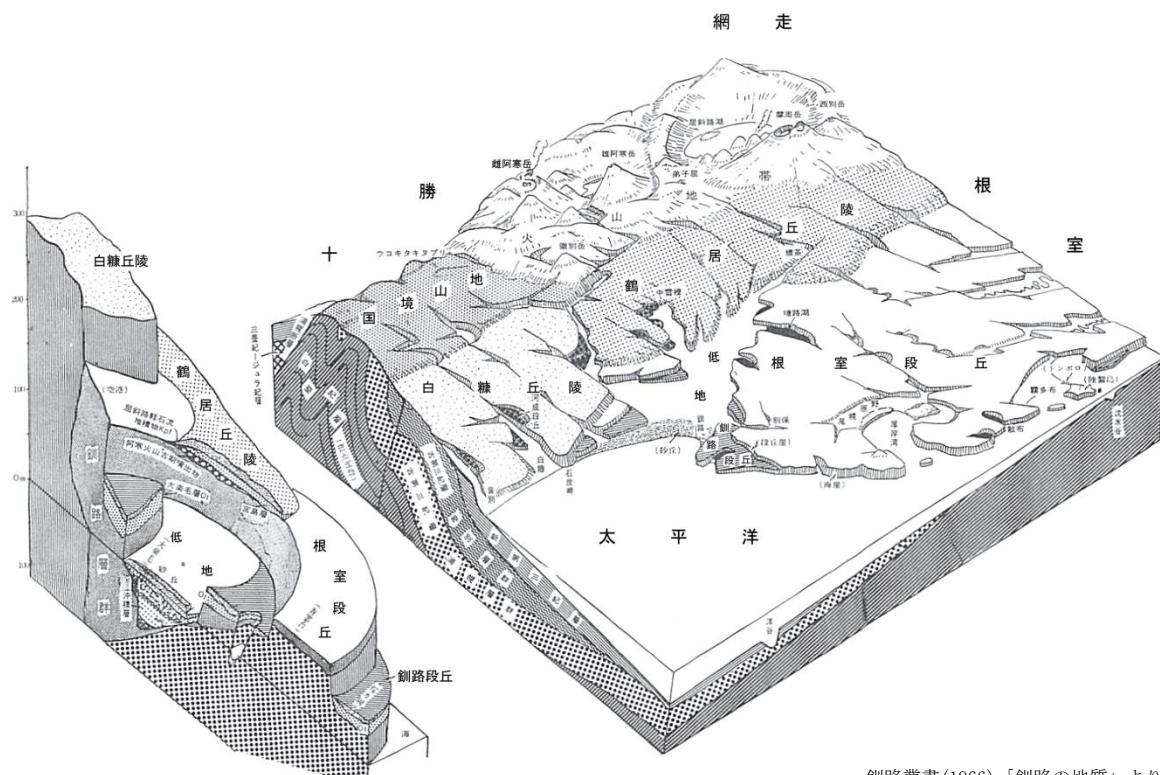
東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が根室まで広がっています。釧路湿原の北西部に鶴居丘陵・西部に白糠丘陵と呼ばれる二つの丘陵地が加わり、十勝との境界になる国境山地まで発達しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘と呼ばれる海岸段丘が低地に接しています。

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原をかたちづくっている泥炭地で構成されています。また、阿寒川・仁々志別川・音別川・尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

寒流の千島海流に洗われる海岸は、釧路川河口を境として東部には切り立った海岸段丘が連なり、西部には数列の砂丘を伴った平坦な砂浜海岸が伸びています。

また、阿寒の火山地帯に水源をもつ釧路川と阿寒川が、釧路市域を流下し、なかでも釧路川は、多くの支川を集めて釧路湿原域を蛇行しながら南流し、太平洋に注いでいます。

図3-1-1 地形地質概念図



釧路叢書(1966)「釧路の地質」より

2 地質

釧路地方の地質は、堆積岩で構成される地域と火山地帯の火成岩を主とする地域とに分けられます。基盤となる地層は、アンモナイトやイノセラムスなどの化石を含む根室層群（中生代白亜紀末期）です。

その上には、釧路炭田を構成する数十枚の石炭層を含む浦幌層群や音別層群が、さらに新第三紀の地層が堆積しています。そして、北部の火山地域では、それらを基盤として火山岩や火山噴出物が地表をおおっています。

海岸段丘や丘陵地には、第四紀の洪積世に堆積した釧路層群や大楽毛層などが、広範囲に分布しています。市街地や河川流域の低地には、火山灰を含む砂礫（されき）や粘土からなる沖積層が分布し、さらに釧路湿原には泥炭層が分布しています。

図3-1-2 地質層序表（地質年代は平成20年度版 理科年表による）

地質時代			地層名	
1万年前	第四紀	完新世 (沖積世)	沖積層	
		更新世 (洪積世)		
260万年前	新生代	鮮新世	釧路層群	
		中新世		
530万年前		新第三紀	阿寒層群	
		古第三紀		
2,300万年前			厚内層群	
6,600万年前	中生代	白亜紀	布伏内層	
			音別層群	
			浦幌層群	
			根室層群	

—— 整合 ————— 不整合

3 植物

本市とその周辺は、冷温帯・亜寒帯に属する植物群で占められ、特異な気象条件、多様な地形などとあいまって、特色ある植物相が展開しています。本市の植生は、海岸線、低湿地、段丘・丘陵地そして山岳地などの植生帯に区分できます。

阿寒湖には、マリモを代表としてヒメフラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモなどの多くの希少種の藻類が確認されています。

阿寒川流域では、本流源流部のトドマツ・エゾマツ林にはヤマモミジ、オヒョウ等を交え、樹冠が密なため林床では蘇苔類と地衣類が優占しており、中流部では、アカエゾマツ・トドマツ・エゾマツなどが優占しており、立木密度も高くなっています。

釧路湿原に代表される海岸から内陸にかけての低湿地には、ヨシ・スゲ類群落、ハンノキ湿地林、ミズゴケ類群落からなる湿地植物群落が占めます。

内陸の段丘・丘陵地には、ミズナラ、イタヤカエデ、シラカバを優占とする落葉広葉樹林帯が広がっており、海岸付近には、ミヤマハンノキやダケカンバなどが分布しています。

海岸線においては、砂浜・砂丘地植物群落、海食崖・海岸段丘には海岸草原が分布しています。特に西部では、海浜植生が保たれており、音別地域と白糠町にまたがる海跡湖であるパシクリ沼周辺を含めて、湿原植生、沼沢地植生、塩湿地植生など多様な植生が展開しています。

また、本来、生育地の中心がサハリンやシベリア以北であるエゾウスユキソウやハナタネツケバナ、ウラホロイチゲ、クシロハナシノブなどが本市周辺にも生育しており、釧路地方の植生を特徴づけています。

このほか、本市には数多くの外来種が存在することがわかっています。代表的なものには、オオハンゴンソウがあり、市民団体による防除活動が行われています。

4 動物

太平洋に面する海岸地帯、阿寒山系から広がる森林・丘陵地帯、釧路川とその下流に広がる釧路湿原など、釧路市周辺の自然の構成は変化に富み、そこに特色ある野生動物が生息しています。

本市周辺を象徴する野生動物種は、国内希少野生動植物種にも指定されているタンチョウです。タンチョウは、大正13年、それまで絶滅したと思われていましたが、釧路湿原において十数羽が発見されました。それ以来、地域の人々によって手厚く保護され、現在は、東北海道を中心に約1,300羽が生息しています。市内のタンチョウ給餌場は、阿寒地区に5箇所、音別地区に2箇所、合計7箇所指定されています。

本市を特徴づける鳥類としては、シマフクロウやクマゲラ、オジロワシなどが生息し、オオワシ、ヒシクイなどが冬鳥として飛来します。ほ乳類としては、ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキなどが生息しています。リスは、エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガの3種類がいます。

また、近年では、植物と同様に外来種問題が取り上げられています。春採湖においては、ウチダザリガニによる水草の被害などもあり、生態系への影響が懸念されています。

表3-1-1 釧路地域で確認されている動植物の種類

種類	釧路地域	北海道	全国
植物（裸子植物、被子植物、シダ植物）	1,005	2,250	約7,000
哺乳類	28	62	約160
鳥類	237	405	約700
両生類・は虫類	8	24	約176
魚類（汽水・淡水魚類）	37	71	約400
昆虫類	959	11,241	約32,000

※ 釧路地域の数値は「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」（釧路市 2005年）による。

※ 北海道の数値は「北海道レッドデータブック2001」による。

※ 全国の数値は「環境省レッドリスト2017」の評価対象種数による。

（この数字は評価の対象としてある程度ふるいにかけた数字である）

表3-1-2 「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001」に記載されている希少野生動植物の種類

種類	本市で見られる希少種		
	釧路地域	阿寒地域	音別地域
植物	81	60	32
鳥類	31	24	15
両生類	2	1	2
魚類	9	7	4

※ 一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる希少種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-3 「北海道の外来種リスト 北海道ブルーリスト2010」に記載されている外来種の種類

種類	本市で見られる外来種		
	釧路地域	阿寒地域	音別地域
植物	162	144	75
哺乳類	4	4	4
鳥類	2	1	0
魚類	3	3	2
その他	1	1	1

※ 一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる外来種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-4 タンチョウ越冬分布調査結果

（単位：羽）

調査年月日	観察数	調査年月日		観察数	うち釧路市内
		うち釧路市内	うち釧路市外		
H24. 12. 5	950	248	702	1,163	442
H25. 12. 5	601	175	426	1,159	354
H26. 12. 5	617	237	380	1,187	409
H27. 12. 4	829	215	614	1,320	411
H28. 12. 6	908	385	523	1,236	444

※ タンチョウ越冬分布調査結果（北海道）による。

【施策の推進状況】

1 自然環境の保全

(1) 自然環境の把握

① 自然環境保全基礎調査

本市では、市域の自然環境の把握を目的として、行政機関や研究機関等が実施した市域及び釧路湿原における自然環境・野生生物に関する調査や研究の結果等について、資料の収集・整理を行っています。

② 春採湖調査会

春採湖とその周辺の自然環境保全や水質浄化のための基礎的な調査を行うため、自然科学のさまざまな分野の研究者が集まり、昭和60年に春採湖調査会が設立され、春採湖の基礎調査を継続して行っています。本市では、調査会が行った春採湖とその周辺の自然環境の調査結果や市が主催した自然観察会、環境保全事業などをとりまとめた「春採湖レポート」を年1回発行し、本市ホームページに掲載しています。

③ キタサンショウウオ卵嚢調査

釧路市立博物館では、本市の天然記念物であるキタサンショウウオの卵嚢調査を実施しています。平成28年度は、音羽地区5、広里地区247の、合計で252卵嚢を確認しています。

(2) 身近な自然環境の保全

① ハマナス群落の復元

大楽毛海岸のハマナス群落を復元するため、地域住民や自然保護団体・市民団体などの協力を得て、同海岸に自生するハマナスの種から苗を育成し、植栽する事業を実施しています。平成28年度には、市民ボランティアが1年かけて育成した356株の苗を61名の参加者が植栽し、併せて、植栽地周辺でハマナスでんぐ巣病防除作業を実施しました。

なお、ハマナス実採取事業については、平成28年8月に釧路地方に相次いで上陸した台風の影響により、採取可能な実が極めて少ない状況で早急に採取する必要があったことから、市職員2名で、80個の実を採取しました。

② 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地やその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地等の保護のために指定されるもので、本市では環境緑地保護地区1ヵ所が指定されています。環境緑地保護地区等での各種行為の届出受理等を行っています。

表3-1-5 環境緑地保護地区

名称	面積 (ha)	指定年月日	所在地	指定の目的
釧路小学校	0.10	昭和49年3月30日 (区域変更: 平成23年4月22日)	浦見2丁目33外	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護

③ 市有林の整備

本市では、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、市有林の整備を行っています。平成28年度は、214.42haの除・間伐を行いました。

(3) 釧路湿原の保全

我が国最大の湿原である釧路湿原は、壮大な景観を有し、貴重な野生生物が分布する傑出した自然の風景地であることから、その風致景観を保護するとともに、自然の特性を生かした利用の増進を図るために、昭和62年7月31日、自然公園法に基づき、国立公園に指定されました。

釧路湿原国立公園は、釧路川に沿って展開する釧路湿原を中心とする地域で、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村にまたがり、「他の地域では既に失ってしまっている我が国の

平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、「我が国では他に類例のない特異性」を示しています。釧路湿原はその景観だけでなく、ヨシ・スゲ類などの特徴的な植物が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボなど貴重な動物が生息しています。

また、釧路湿原は、文化財保護法により天然記念物に指定されているほか、タンチョウ等希少鳥獣の生息地として国指定鳥獣保護区に指定され、さらにその主要部は国際的な重要性が評価されラムサール条約湿地に登録されています。

平成29年7月31日には、国立公園指定30周年を迎えたことから、国立公園を有する4市町村からなる実行委員会を立ち上げ、環境省や北海道の協力を得て記念式典やシンポジウムを開催しました。

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局は「釧路湿原国立公園連絡協議会」を組織し、関係行政機関が連携をとりながら釧路湿原国立公園の保全と適正な利用に取り組んでいます。

協議会の事務局を本市環境保全課に設置し、鶴居村にある温根内ビジターセンターと標茶町にある塘路湖エコミュージアムセンターを拠点として、自然ふれあい活動を展開しています。また、湿原の保全など自然環境に关心のある協議会構成4市町村の子どもを対象とした「こどもレンジャー」登録制度を設け、自然観察や清掃活動など子どもの視点から湿原保全活動を実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページなどにより、釧路湿原国立公園に関する情報等を提供しています。

なお、平成29年度には、近年急速に普及してきたスマートフォン等へ対応するため、協議会ホームページをリニューアルいたしました。

（ホームページアドレス：<http://www.kushiro-shitsugen-np.jp/>）

② 釧路湿原自然再生事業

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」（国土交通省：平成11年設置）、「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」（環境省：平成14年設置）などにより、釧路湿原の自然再生についての施策の提言、関係者間での意見交換などが行われてきましたが、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されたことにより、釧路湿原の自然再生も、この法律に基づいて実施することとなり、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

この協議会において、平成17年3月に「釧路湿原自然再生全体構想」がまとめられ、関係機関や地域住民の連携のもと、湿原再生や旧川復元といった分野別の6つの小委員会と2つのワーキンググループが構想の具体化に向けて自然再生事業を行っています。「釧路湿原自然再生全体構想」では、10年ごとに施策及び評価方法を点検し、見直すこととされており、平成26年3月に改訂版「釧路湿原自然再生全体構想～未来の子どもたちのために～」が策定されました。

③ 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」では4支部（釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村）により清掃活動を行っています。事務局と釧路市支部は本市環境保全課に設置しています。

釧路市支部の活動として、平成28年度は釧路市湿原展望台とその周辺の清掃を行いました。

表3-1-6 釧路湿原の法令等指定状況

(平成29年3月31日現在)

区分	指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	自然公園法
	第1種特別地域	2,321	
	第2種特別地域	7,663	
	第3種特別地域	3,303	
	普通地域	9,011	
	合計	28,788	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区)	11,523 (6,962)	-	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
ラムサール条約登録湿地	7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」	5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区	7.05	-	北海道自然環境等保全条例

④ 阿寒湖の保全

阿寒湖全域を含む阿寒国立公園は、国立公園法（現在は自然公園法）に基づき、昭和9年12月4日に大雪山国立公園などとともに指定された、北海道で最も歴史のある国立公園です。平成29年8月8日に「阿寒摩周国立公園」に名称が変更されました。

阿寒摩周国立公園は北海道東部に位置し、雄阿寒岳や雌阿寒岳等の火山性山岳景観が織りなす優れた原始的景観を有する「火山と森と湖」の公園です。公園は西側の阿寒湖を中心とした地域と東側の屈斜路湖・摩周湖を含む地域に大きく二分され、構成する市町村は、釧路市、弟子屈町、美幌町、津別町、足寄町、標茶町、白糠町、大空町、中標津町、清里町、小清水町の11市町にまたがっています。

阿寒湖に生育するマリモは、その美しい姿や希少性から昭和27年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定され、平成17年11月には、国際的に重要な湿地として阿寒湖がラムサール条約登録湿地に登録されました。

こうした希少なマリモが生育する阿寒湖の自然環境を適切に保全するため、世界自然遺産登録を目指し、市や弟子屈町、足寄町、国及び北海道等の機関、地元関係団体などによる「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議」を設置し、情報の共有と地域一丸となった登録推進活動の展開、そしてこれらを通じた自然環境の保全を行う体制を整備しています。

なお、平成28年1月に釧路市は「観光立国ショーケース」に選定され、さらには7月に阿寒摩周国立公園（選定時は阿寒国立公園）が、「国立公園満喫プロジェクト」に選定されました。いずれも多くの訪日外国人旅行者を惹きつけ誘致することを目的としたものであり、今後、上質で快適な環境づくりなどの多様な整備を集中的に実施していくこととなっております。

① 阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会

阿寒湖畔エコミュージアムセンターは阿寒摩周国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機

関、教育機関、自然保護団体等で構成する「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔エコミュージアムセンターの運営管理と阿寒国立公園内の自然環境維持及び適正な利用の推進等を目的として、各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動、美化清掃の推進等の実施による自然保護思想及び美化思想の普及に努めています。

② 国立公園満喫プロジェクト

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」により「国立公園」を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を進め、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施することとなりました。

環境省ではこの取り組みを「国立公園満喫プロジェクト」と名付け、3回の有識者会議を経て、平成28年7月に阿寒国立公園（当時）を含め、先行して取り組みを進める8か所の国立公園を選定しました。

国立公園満喫プロジェクトの対象に選定されたことを受け、関係行政機関、団体等からなる阿寒国立公園満喫プロジェクト地域協議会が設置され、同年12月に「阿寒国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2020」が策定されました。

同プログラムでは平成32（2020）年までに阿寒国立公園を訪れる訪日外国人利用者を15万人とする目標を掲げ、関係行政機関、団体等による様々な取り組みを進めることとしています。

表3-1-7 阿寒湖畔の法令等指定状況

(平成29年8月8日現在)

区分	指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
阿寒摩周 国立公園	特別保護地区	10,460	自然公園法
	第1種特別地域	20,718	
	第2種特別地域	24,299	
	第3種特別地域	17,386	
	普通地域	18,550	
	合計	91,413	
ラムサール条約登録湿地	1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」	-	-	文化財保護法

(5) 河川の保全・管理

① 水道水源としての釧路川水質保全

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路湿原再生協議会、釧路川流域清掃、釧路川リバーサイド植樹への参加、釧路川だよりの作成等、釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発活動を行っています。

② 普通河川の維持管理

本市では、普通河川の浚渫（しゅんせつ）や清掃等を実施し、適切な維持管理を進めています。

平成28年度は中鶴野排水路やキナシベツ川の浚渫、オタノシケップ川の土砂の撤去、小武佐川既設トラフの清掃、旭町排水路の浚渫及び清掃を行いました。

(6) 春採湖の保全

① 春採湖環境保全計画

本市では、北海道などの関係機関と連携し、春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、平成4年に春採湖環境保全計画を策定し、平成9年に第2次、平成19年に第3次と引き継がれ、水質環境等の改善対策が進められてきました。

平成28年度を目標とする第3次の計画期間が満了を迎えたことから、平成38年度を目標とする新たな10カ年計画として、平成29年3月、第4次春採湖環境保全計画が策定されました。

表3-1-8 第4次春採湖環境保全計画における水質保全目標（目標：平成38年度）

水質項目	環境基準	期間目標	備考
化学的酸素要求量 (COD)	5.0mg/L以下	7.0mg/L以下	75%値
全窒素 (T-N)	1.0mg/L以下	-	年平均値
全リン (T-P)	0.1mg/L以下	-	年平均値

表3-1-9 第4次春採湖環境保全計画における塩分の管理目標

項目	管理目標
湖内上層（淡水層）と下層（停滞塩水層）の境界となる塩分躍層	年間を通して水深約3m

表3-1-10 第4次春採湖環境保全計画における生物による環境指標

項目	指標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥（カツブリ、マガモ、クイナ、バン、オオバン）のうち3種以上の繁殖（ヒナ個体）が確認されること
水草	湖岸の沈水植物（マツモ、リュウノヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること

② 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業

春採湖は、ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されており、また、自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、近年、専門家の調査等により特定外来生物ウチダザリガニの生息が確認され、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナやその他の魚類、水鳥等の生息環境に対する影響が危惧されています。

本市では、平成18・19年度の2カ年にわたって湖内のウチダザリガニの生息状況調査を実施し、生態や生息箇所などのデータ収集と分析を行いました。その結果を元に平成20年度からは本格的なウチダザリガニ捕獲事業を実施し、市民を対象とした講演会も実施しています。

また、平成22年度には、春採湖におけるウチダザリガニの生息数を推定する調査を実施し、春採湖全体で約56,000個体が生息していると推定されたことから、平成23年度から捕獲率を上げるため、生息密度が高いと推定される箇所での集中的な捕獲を実施しています。

表3-1-11 春採湖ウチダザリガニ捕獲数

(単位：個体)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
雄	796	1,890	1,443	1,603	2,107
雌	884	1,764	1,446	1,297	2,164
合計	1,680	3,654	2,889	2,900	4,271

2 自然環境と事業活動の調和

(1) 土地利用計画

本市では、釧路市都市計画マスタープランにおいて、都市的土地区画整理事業については、水際線より6kmまでにとどめるという方針を明確に定め、釧路湿原などの自然環境を土地利用計画の面からも保全しています。

(2) 家畜ふん尿の適正処理

家畜ふん尿による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜ふん尿の回収・処理・有機質資源化が行われています。

(3) 海洋汚染の防止

船舶からの廃棄物や廃油等の海洋流失の防止を図るとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する意識の向上を図ります。また、海域に投棄された廃網・ロープなどの処理を行っています。

3 生物多様性の確保

(1) 希少な野生生物の保護増殖

生態系の基本的構成要素である野生生物は、その多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、生物相全体を保全することが重要です。

特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市動物園では、タンチョウ、シマフクロウなどの希少種の増殖を進めています。

① シマフクロウ

釧路市は環境省からシマフクロウの保護増殖事業者として認定され、飼育下におけるシマフクロウの保護増殖に取り組んでいます。

飼育下で安定した個体群を確立するため、自然孵化・育雛のみならず場合によって人工孵化・育雛による増殖を進めています。平成28年度は15羽を飼育し、3ペアで繁殖に臨みましたが、成功には至りませんでした。

③ タンチョウ

希少な野生動物を飼育下で繁殖させ、その個体を野生に戻す試みとして、釧路市動物園では、「飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰するために必要な飼育技術の確立」をするため、(公社)日本動物園水族館協会の助成を受け、足環を付けたタンチョウの野外放鳥を平成13年度から平成15年度までに計14羽で実施しました。その後も、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成16年度から平成28年度までに計17羽に足環を装着しています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行っています。平成28年度に生体で収容された7羽のうち、3羽が治療中で4羽は死亡しました。また、タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して生息地分散に供するため、北海道タンチョウ越冬分布調査に協力しています。（9ページ参照）

③ ヒブナ

釧路市立博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査しています。調査方法については、平成13年から平成22年までは3年おきに地曳網による捕獲調査を行ってきましたが、平成26年度からは調査方法を変更し、さで網による捕獲調査と目視カウント調査を行っています。

なお、平成28年度の調査では、5月29日に湖岸全体で目視確認されたヒブナの個体数が5尾、5月24日～6月11日の間（調査日7日間）に確認できたヒブナの延べ個体数は20尾、捕獲に成功したヒブナは13尾でした。

一方で、ヒブナやフナが産卵する沈水植物のマツモやリュウノヒゲモが減少し、産卵環境が悪化していることから、平成18年度よりプラスチック製の人工水草を設置し、産卵場所の確保に努めています。平成28年度は湖の3箇所に合計200本設置しました。

④ マリモ

釧路市教育委員会では、阿寒湖を特徴づける生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、国内外の研究機関や地元のマリモ保護団体と協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査を実施しています。これまでに、湖内におけるマリモの生育分布状況や生態的な多様性、球状マリモの生成過程、マリモが成長あるいは群生する際に必要とされる環境条件などについて数多くの新しい発見がもたらされています。

平成21年には、環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用して、22の団体・機関からなる「阿寒湖のマリモ保全対策協議会」が設立されました（平成25年に「阿寒湖もマリモ保全推進委員会」に改組）。同会では、平成24年にマリモ保護管理計画を策定するとともに、マリモ保護育成試験や、マリモ生育地で増えすぎた水草への対策など、マリモ保護の具体化に向けた様々な事業に取り組んでいます。

（2）野生生物の生息環境の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生生物の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域に指定され、市内では6カ所が道指定鳥獣保護区に指定されています。

表3-1-12 鳥獣保護区の指定状況

区分	名称	面積(ha)	指定者	指定日
鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	駒牧高谷	111	北海道	昭和53年10月1日
	春採湖	74		平成12年10月1日
	シュンクシタカラ	552		昭和51年10月1日(国設) 昭和58年10月1日(国設から道設へ)
	阿寒湖	8,808		昭和41年10月1日
	ペンケト一	515		昭和40年10月1日(国設) 昭和58年10月1日(国設から道設へ)
	阿寒	5,340		昭和56年10月1日
特定猟具使用禁止 区域（銃器）	北斗	16		平成13年10月1日
	音別二俣	239		平成11年10月1日

② 水と緑のネットワーク

本市では、緑化を重点的に推進する地区として、「昭和・文苑緑化重点地区」「都心部・緑ヶ岡緑化重点地区」を設定し、都市公園事業をはじめ、市民や事業者が主体となる民間の緑化の推進など、緑豊かなまちづくりを推進しています。これにより、水と緑のネットワークが形成され、生物の生息環境の向上にも寄与しています。

(3) 傷病鳥獣の保護

ケガや病気などで弱っている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然に復帰させることによって、野生鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発などを図るため、北海道では、市町村や北海道獣医師会、公立動物園等の協力のもとに、平成9年度に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を発足させ、本市は収容の調整にあたっています。このシステムでは、発見された傷病鳥獣のうち治療を要するものについては、指定診療施設で応急手当を行い、このうち回復に時間の要するものは公立動物園等で保護しています。

釧路市動物園では、北海道からの委託により、傷病鳥獣の治療や保護を行っています。治療を行った個体のうち、回復したものについては自然界に放し、復帰できないものについては増殖に供し、繁殖した個体の野生復帰を図ることとしています。

また、死亡した個体については、死因の解明を行い、野生動物の現状把握に努めています。

(4) 野生生物の適正な保護管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、野生鳥獣の飼養や捕獲等に許可または登録が義務付けられています。本市における平成28年度の許可・登録件数は、飼養登録7件、捕獲等許可32件です。

① エゾシカ

北海道が策定している「エゾシカ保護管理計画」により、本市もエゾシカ個体数管理事業に協力しています。本市では、「エゾシカ農作物被害防止対策事業」として、エゾシカの駆除を実施しており、平成28年度は2,020頭を駆除しています。

② ヒグマ

「釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則」と「釧路市地区ヒグマ対策連絡会議等設置要綱」に基づき、対応を実施しています。ヒグマの被害防止対策として、ヒグマ被害防止措置業務従事者による警戒活動等を実施し、必要に応じて釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議及び釧路地区、阿寒町地区、音別町地区ヒグマ対策連絡会議等を開催し、関係機関と連携して情報収集にあたり、必要な対策を講じています。

平成28年度は痕跡確認2回、警戒活動7回、追払い3回、箱わな設置3回、捕獲駆除2回を実施しています。

また、北海道は人身被害や農業被害等の人とヒグマとのあつれきを防止及び軽減しながら、ヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする、北海道ヒグマ管理計画を平成29年3月に策定しました。

4 自然とのふれあいの推進

(1) 自然と親しむ環境の整備

春採湖は、ヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されており、湖畔一帯は豊かな自然環境にも恵まれ、野鳥観察や湖畔の散策など多くの市民に利用されています。

本市では、春採湖周辺に野鳥観察施設や野草園、周遊園路を整備するなど、市民が自然と親しむにふさわしい施設整備を進めており、春採湖畔にネイチャーセンターを設置し、春採湖で散策等を行う市民の憩いの場とともに、関連資料等の展示を行っています。平成28年度は旧科学館横、ネイチャーセンター前の散策路を彩る花壇の整備を行いました。また、春採湖南岸地区の市民の森では管理用園路43m分の造成を実施しました。同地区では市民有志による市民の森の植樹・育樹活動が行われています。

山花公園は動物園、山花温泉リフレなどの多くの施設が整備されています。

武佐の森は市街地に残された自然豊かな森として自然観察などに利用できる「森の学校」として散策路や休憩所が整備されています。

阿寒本町地区には、あかんランド丹頂の里に宿泊施設の赤いベレー、キャンプ場、バンガロー、レンタル農園、阿寒国際ツルセンター、サイクリングロードなど多くの施設が整備され、自然にふれあうことができます。

音別地区の「ふれあいの森」は平成12年に整備され、ウッドチップが敷き詰められた歩道や渓流路の散策や、イチイ・ハマナス・ツツジなどの森林浴等を楽しむことができます。

(2) 自然学習会等の開催

本市や釧路湿原国立公園連絡協議会、阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会などでは、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などのフィールドや体験学習センター「こころみ」などの施設を利用して各種の自然体験学習会、天体観測等を実施しており、市民に自然とふれあう機会を提供しています。

平成28年度は、ウチダザリガニ捕獲事業市民参加行事と合同で「春採湖のウチダザリガニ2016」を開催し、専門家による講演とウチダザリガニの捕獲体験を行い、25名が参加しました。また、「秋の塘路湖畔散策」（標茶町塘路湖）を開催し、10名が参加しました。（70ページ参照）

5 地域の自然保護を通じた国際協力

(1) 国際協力事業の実施

本市は、国や国際機関・関係市町村・NGOなどと連携を図りながら、湿地保全や水鳥の保護に関する国際協力活動を行っています。

① 姉妹湿地交流

平成6年11月に、オーストラリアのクーラガング湿地及びその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）が姉妹湿地提携を交わし、双方の高校生、研究者、行政担当者との間で湿地保全に関する情報交換や人的交流を進めています。

② 水鳥飛来地ネットワークへの参加

釧路湿原の関係自治体として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（旧アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略）に参加しており、渡りのルートにおける国際的に重要な湿地の適切な管理を通じて、ツル類とガンカモ類の継続的な保全活動に協力しています。

(2) 釧路国際ウェットランドセンター (KIWC) の活動

平成5年6月、釧路でラムサール条約第5回締約国会議が開催されました。この会議を契機として、釧路市は、釧路地域のラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）にかかわる地方自治体と連携し、関係行政機関、教育機関、自然保護団体、関係国際機関等の協力の下に、地方の立場で湿地保全のための国際協力推進を目的とする活動拠点として、平成7年1月、釧路国際ウェットランドセンター (KIWC) を設立しました。（現在は、平成17年11月にラムサール条約登録湿地となった阿寒湖も含めています。）

KIWCは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設、豊富な人材等を活用しながら、関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイルドユース」の推進に取り組むことにより、国際社会に寄与することを目的としています。

その主な活動として、次の取り組みを積極的に展開しています。

- ・湿地生態系保全等に関する研修コースの実施
- ・湿地環境及び生物多様性保全に関する会議・ワークショップの開催
- ・湿地生態系モニタリング調査の実施及びデータベースの構築
- ・湿地の管理に関する技術的助言
- ・湿地の保全とワイルドユースの普及啓発及び出版事業の実施
- ・湿地エコツーリズムの検討・プランニング及び情報提供
- ・国際協力の推進及び関係機関との協力・提携

① 普及啓発事業

釧路湿原でのフィールドワークやエコツアーを実施し、地域住民に自然体験の機会を提供しています。平成28年度は、2回の「みんなで調べる復元河川の環境2016」（標茶町茅沼）を実施し、延べ44名が参加しました。

② JICA事業への協力

平成28年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として2件の研修事業を実施し、13カ国14名の研修員が受講しました。

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本市では、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に構成自治体として参加するなど、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図っています。平成28年度は、学習交流会「持続可能なくらしを目指した協働と人材育成」（愛知県名古屋市）に参加しました。

④ KIWC技術委員会

湿地の保全とワイルドユースを進めるため、専門家による技術委員会を組織し、研究やモニタリングを通して、データベースの構築を図るとともに、湿地の管理に関して技術的な助言を行っています。平成28年度は、「湿地資源の賢明な利用」をテーマに、会議や現地検討会（浜中町 嶺暮帰島）を実施しました。

⑤ 情報提供

KIWCでは、KIWCホームページ（邦文・英文）を開設し、ラムサール条約や地域での活動についての普及と情報提供を進めています。（ホームページURL <http://www.kiwc.net/>）

表3-1-13 本市における湿地保全や水鳥の保護などに関する主な国際協力活動

開催年	会議等名称【主催者名】	備考
平成24年	5～6月) JICA「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」集団研修実施【JICA、KIWC】	平成24～26年度 継続実施
	6月) JICAイラン・アンザリ湿原環境管理プロジェクトカウンターパート研修受け入れ【JICA、日本工営株式会社、KIWC】	
	7月) ラムサール条約第11回締約国会議参加【ラムサール条約事務局】	オブザーバー
	7月) イラン環境省・湿地関係者との意見交換【イラン環境省、JICA】	
	11月) オーストラリア・ハンター河口湿地との写真・アート交換展実施【ハンターウェットランドセンター、KIWC】	
平成25年	2～3月) イラン国ラムサール条約地域センター主催国際ワークショップ参加【イラン国ラムサール条約地域センター】	
	4月) オーストラリア・ハンター河口湿地の紹介パネル展とアート展実施【KIWC】	
	7～10月) JICA「自然・文化資源の持続可能な利用（エコツーリズム）」集団研修受け入れ【JICA、KIWC】	平成25～27年度 継続実施
平成26年	9月) 韓国GREF（慶尚南道ラムサール環境財団）-ERF（環境生態系研究財団）来訓対応	
	10月) JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズII」研修一部プログラム指導【JICA、日本工営株式会社】	
平成27年	1月) 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）第8回パートナー会議（MOP8）開催地協力【環境省、EAAFP】	
	1月) 記念シンポジウム開催（東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ第8回パートナー会議）	
	5～7月) JICA「地域振興に寄与する持続可能な湿地資源の利用法」集団研修実施【JICA、KIWC】	平成27～29年度 継続実施予定
	6月) ラムサール条約第12回締約国会議出席【ラムサール条約事務局】	オブザーバー
	8月) 第5回WLIアジア会議参加	
	9月) JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズII」研修一部プログラム指導【JICA、日本工営株式会社】	
	10月) 慶尚南道生態環境教育センター（韓国）ワークショップへの講師派遣	
	11月) オーストラリア・ハンター河口姉妹湿地訪問	
平成28年	1月) 韓国鉄原市自然保護団体来訓	
	5月) 中華人民共和国駐日程永華大使湿原訪問	
	7月) 韓国Eco-TV取材クルー受入	
	9月) 国内姉妹都市湯沢市議長・副市長湿原訪問	
	8～10月) JICA研修「自然環境行政官向けのエコツーリズム」集団研修受け入れ【JICA、KIWC】	平成28～30年度 継続実施予定
	10月) JICA研修「アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズII」への協力	